

運 航 基 準

令和3年4月1日
静 岡 市

目 次

- 第1章 目的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

添付書類

運航基準図

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、井川湖における船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航行の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港付近の気象・水象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・水象 着岸地	風速	水位	視程
井川堰堤	10m/s以上	満水時(海拔665.4m)から 10m以下	300m以下
堂平、小山、 大沢渡、銀葉沢	10m/s以上	満水時(海拔665.4m)から 20m以下	300m以下
井川、宮向	10m/s以上	満水時(海拔665.4m)から 30m以下	300m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・水象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	10m/s以上	水位	満水時(海拔665.4m)から30m以下
----	---------	----	----------------------

3 船長は、発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が300m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(着岸の可否判断)

第4条 船長は、着岸予定港内の気象・水象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、着岸を中止し、適宜の水域での錨泊、臨時着岸その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・水象 着岸地	風速	水位	視程
井川堰堤	10m/s以上	満水時(海拔665.4m)から 10m以下	300m以下
堂平、小山、 大沢渡、銀葉沢	10m/s以上	満水時(海拔665.4m)から 20m以下	300m以下
井川、宮向	10m/s以上	満水時(海拔665.4m)から 30m以下	300m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航日報に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載

すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (4) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、次表のとおりとする。

- (1) 赤石丸

速力区分	速 力	毎分機関回転数（概数）
通常航海速力	6ノット	1,400rpm
離着岸速力	1ノット	500rpm

- (2) 令和聖

速力区分	速 力	毎分機関回転数（概数）
通常航海速力	6ノット	3,000rpm
離着岸速力	1ノット	800rpm

2 船長は、速力基準表を機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

(通常連絡等)

第8条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

- (1) 井川大橋地点
- (2) 連絡事項
 - ① 通過地点名
 - ② 通過時刻
 - ③ 気象、水象
 - ④ その他着岸予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第9条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区 分	連 絡 先	連絡方法
(1)	通常の場合	静岡市役所井川支所	無線または携帯電話
(2)	緊急の場合	静岡市役所井川支所	無線または携帯電話

(機器点検)

第10条 船長は着岸前、栈橋手前（防波堤手前）200m等着岸地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵

等の点検を実施する。一日に何度も離着岸を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第 11 条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航日報に記録するものとする。